

## 考取一个资格⑦厨师/食品卫生负责人 厨师的工作内容

日本有着众多的饭馆和餐厅。在这样的餐饮服务行业里，承担着向人们提供餐食这一重要任务的，正是厨师。厨师的工作不光是制作餐食，作为一名厨师，除了需要掌握一定的烹饪技术以外，还需要具备预防食物中毒等卫生管理、以及营养学方面的知识。当然即使没有厨师执照也同样可以从事烹饪方面的工作，但是持有厨师执照的话，则被认为在烹饪方面达到了一定的水平，并且在就职·转行时，也会有一定的帮助。

### 怎样才能成为一名厨师

要成为一名厨师，就需要取得厨师执照。而获得执照有以下两种方法：①在厚生劳动大臣所指定的培训学校学习、②通过考试获得执照。

#### ① 通过厚生劳动大臣所指定的培训学校拿执照

如果选择在厚生劳动大臣所指定的培训学校拿执照，那么若是白天课的话，需要经过一年的学习；若是晚间课的话，则需要经过一年半以上的学习之后，才能取得厨师执照。这种方法无需再接受国家考试。只要毕业，就可以拿到由都道府县知事所颁发的厨师资格证书（执照）。

#### ② 通过考试拿执照

具有中学学历的人，若是在餐饮店做过两年以上的实际性烹饪工作（助手或学徒：具有每周工作四天以上、每天工作六个小时以上、共计两年的实际操作经验。雇用形态无论短时工或钟点工均可）之后，并通过了由都道府县知事所实施的厨师职业资格考试，就可以拿到厨师资格证书（执照）。

### 厨师职业资格考试

## 資格を取ろう⑦

### 調理師/食品衛生責任者

#### 調理師の仕事

日本には多くの料理店やレストランがあります。調理師はそうした外食産業で料理を提供する役割を担います。調理師は料理をただ作っているだけではなく、調理の技術の他にも、食中毒などを防ぐ衛生管理の知識や栄養学などの知識を持っていることが求められます。調理師免許がなくても調理の仕事に携わることはできますが、調理師免許があれば調理に関して一定のレベルを満たしているものとして認められ、就職・転職にも有利になるでしょう。

#### 調理師になるには

調理師になるには、調理師免許を取得しなくてはなりません。それには、①厚生労働大臣指定の養成所で学ぶ方法と、②試験で資格を取得する方法があります。

#### ① 厚生労働大臣指定の養成所で学ぶ方法

厚生労働大臣が指定する養成所で、昼間なら1年、夜間なら1年半以上の過程を学び、調理師免許を取得する方法です。国家試験の受験は必要ありません。卒業すれば、都道府県知事より調理師の資格（免許）が与えられます。

#### ② 試験で資格を取得する方法

中学校を卒業している者が、2年以上飲食店などで調理の実務（助手や見習い：週4日以上、1日6時間以上で2年間の勤務実績、雇用形態はパートでもアルバイトでも可）を経験した後に、都道府県知事が行う調理師試験に合格すると、調理師の資格（免許）が与えられます。

### 調理師免許試験

厨师职业资格考试分别由各都道府县主持实施，通过这项考试，就可以拿到国家承认的厨师职业资格。

厨师职业资格考试的科目分为：卫生法规、食品文化概论、营养学、公众卫生学、食品学以及食品卫生学、烹饪理论这七个领域。如果决定通过厨师职业资格考试来获得厨师执照的话，那么最好是利用厨师备考讲习会或函授教育等制度，经过扎实的学习准备之后再去应考。另外由于考试分别由各都道府县主持实施，因此，考试内容虽然各不相同，但考试范围都是一致的。

有关考试日程、考场以及考试费用等具体事宜，因各都道府县的不同而不尽相同，因此敬请咨询各都道府县厅之负责部门。

### 食品卫生负责人

意欲自己开餐饮店，按规定需要持有“食品卫生负责人”的资格。已经持有厨师执照的话，那么自然也就拥有“食品卫生负责人”的资格。不过没有厨师执照的人，只要参加、听取食品卫生负责人讲习会，就可以获得这一资格。

讲习内容分为：卫生法规、公众卫生学以及食品卫生学（包括考试）三个领域，经过为时一天、共计六个小时的学习，就可以取得食品卫生负责人的资格。同时，对参加听讲的人员，没有经验、学历、住址等限制，但年龄必须在17岁以上（原则上禁止高中生听讲）。

有关听讲要点、日程、地点等具体事宜，敬请浏览“食品卫生负责人培训讲习会”开设的网页。

[http://www.toshoku.or.jp/shikaku/training\\_a.html](http://www.toshoku.or.jp/shikaku/training_a.html)

(T)

調理師免許試験は都道府県ごとに実施されており、この試験に合格すれば、調理師の国家資格が与えられます。

試験科目は、衛生法規、食文化概論、栄養学、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、調理理論の7つです。試験で免許をとろうとする場合には、調理師試験準備講習会や通信教育などをを利用して、しっかりと学習してから試験に臨むとよいでしょう。実施は都道府県ごとになるため試験問題自体は様々ですが、出題範囲は共通です。

試験の日程、場所、受験にかかる費用などは各都道府県によって異なるため、詳しくは各都道府県庁の担当部署へお問い合わせください。

### 食品衛生責任者

自分で飲食店を開きたいといった場合には、「食品衛生責任者」という資格が必要となります。調理師免許等を取得すればこの資格はついてきますが、調理師免許を取らなくても、食品衛生責任者養成講習会を受講すればこの資格を取得することができます。

講習内容は、衛生法規、公衆衛生学、食品衛生学（テスト含む）で、1日計6時間の講習で食品衛生責任者の資格が取得できます。受講に際して、経験・学歴・住所地等は問いませんが、受講の年齢は17才以上（原則として高校生不可）に限られています。

受講要領・日程・場所など、詳しくは「食品衛生責任者養成講習会」のサイトをご覧ください。

[http://www.toshoku.or.jp/shikaku/training\\_a.html](http://www.toshoku.or.jp/shikaku/training_a.html)

(T)